社会資本整備推進会議設置要綱(改正案)

第1 設置

道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の 北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効 率的に進めていく必要がある。

このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部政策局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」(以下、「会議」という)を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること
- (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること

第3組織

- 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。
- (1) PPP/PFI推進会議

道におけるPPP/PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。

(2) インフラ長寿命化推進会議

道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものを もって構成する。

- 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

- 1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。
- 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 3 本会議は、平成32年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案 し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとする。

附則

- この要綱は、平成15年6月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成19年9月21日から施行する。 附則
- この要綱は、平成20年4月21日から施行する。 附則
- この要綱は、平成20年9月22日から施行する。 附則
- この要綱は、平成21年4月14日から施行する。 附則
- この要綱は、平成22年4月21日から施行する。 附則
- この要綱は、平成22年7月26日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年7月7日から施行する。 附則
- この要綱は、平成24年5月25日から施行する。 附則
- この要綱は、平成25年4月23日から施行する。 附則
- この要綱は、平成26年4月11日から施行する。 附則
- この要綱は、平成26年7月3日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年6月29日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年12月11日から施行する。 附則
- この要綱は、平成28年5月10日から施行する。 附則
- この要綱は、平成29年5月12日から施行する。 附則
- この要綱は、平成30年5月28日から施行する。 附則
- この要綱は、平成31年4月 日から施行する。

別表1

所 属	構成員の職
総務部	総務課長
	行政改革課長
	財政課長
総合政策部	総務課長
	政策局参事
	地域戦略課長
	計画推進課長
	計画推進課社会資本担当課長
	計画推進課国土強靱化担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
	農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	経営改革課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

別表 2

所 属	構成員の職
総務部	総務課財産活用担当課長
総合政策部	総務課長
	計画推進課社会資本担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長
	計画管理課長
出納局	財務指導課長
企業局	総務課長
道立病院局	経営改革課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

※財政課主幹(オブザーバー)

別表3

所 属	構成員の職
総務部	総務課財産活用担当課長
	行政改革課長
	財政課長
	大学法人室参事
総合政策部	総務課長
	政策局参事
	研究法人室参事
	地域戦略課長
	市町村課財政・公営企業担当課長
	計画推進課社会資本担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
	農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長
	建築保全課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	経営改革課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長
	施設課長
交通部	交通規制課長

社会資本整備推進会議設置要綱 新旧対照表

社会資本整備推進会議設置要綱 新旧対照表				
改正前(現行)	改 正 後	改正理由		
社会資本整備推進会議設置要綱	社会資本整備推進会議設置要綱			
第1 設 置 道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効率的に進めていく必要がある。 このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部政策局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」(以下、「会議」という)を設置する。	の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的 ・効率的に進めていく必要がある。 このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要が			
第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること	第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること			
第3 組 織 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充て る。	第3 組 織 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充てる。			
 第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。 (1) PPP/PFI推進会議 道におけるPPP/PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。 (2) インフラ長寿命化推進会議 道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。 	 第4 会 議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。 (1) PPP/PFI推進会議 道におけるPPP/PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。 (2) インフラ長寿命化推進会議 道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。 			
第5 その他1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。3 本会議は、平成32年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果	第5 その他 1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。 3 本会議は、平成32年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果			

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正前 (現行)	改 正 後	改正理由
附則	附則	
この要綱は、平成15年6月1日から施行する。	この要綱は、平成15年6月1日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成19年9月21日から施行する。	この要綱は、平成19年9月21日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成20年4月21日から施行する。	この要綱は、平成20年4月21日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成20年9月22日から施行する。	この要綱は、平成20年9月22日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成21年4月14日から施行する。	この要綱は、平成21年4月14日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成22年4月21日から施行する。	この要綱は、平成22年4月21日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成22年7月26日から施行する。	この要綱は、平成22年7月26日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成23年7月7日から施行する。	この要綱は、平成23年7月7日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成24年5月25日から施行する。	この要綱は、平成24年5月25日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成25年4月23日から施行する。	この要綱は、平成25年4月23日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成26年4月11日から施行する。	この要綱は、平成26年4月11日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成26年7月3日から施行する。	この要綱は、平成26年7月3日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成27年6月29日から施行する。	この要綱は、平成27年6月29日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成27年12月11日から施行する。	この要綱は、平成27年12月11日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成28年5月10日から施行する。	この要綱は、平成28年5月10日から施行する。	
附則	附則	
この要綱は、平成29年5月12日から施行する。	この要綱は、平成29年5月12日から施行する。	
附則		
この要綱は、平成30年5月28日から施行する。	この要綱は、平成30年5月28日から施行する。	
	一	
	この要綱は、平成31年4月 日から施行する。	
	CONTINUE TANGETTE	

改正前(現行)			改 正 後		
		別	表 1		
所 属	構成員の職		所 属	構成員の職	
総務部	総務課長		総務部	総務課長	
	<u>行政改革課長</u>				構成員の見直し
	財政課長			財政課長	(所管業務移行)
総合政策部	総務課長		総合政策部	総務課長	
	政策局参事			政策局参事	
	地域戦略課長			地域戦略課長	
				計画推進課長	構成員の見直し
	計画推進課社会資本担当課長			計画推進課社会資本担当課長	(所管業務移行)
	計画推進課国土強靱化担当課長			計画推進課国土強靱化担当課長	
環境生活部	総務課長		環境生活部	総務課長	
保健福祉部	総務課政策調整担当課長		保健福祉部	総務課政策調整担当課長	
経済部	経済企画課長		経済部	経済企画課長	
農政部	農政課長		農政部	農政課長	
	農村設計課長			農村設計課長	
水産林務部	総務課企画調整担当課長		水産林務部	総務課企画調整担当課長	
建設部	建設政策課長		建設部	建設政策課長	
出納局	総務課長		出納局	総務課長	
企業局	総務課長		企業局	総務課長	
道立病院局	経営改革課長		道立病院局	経営改革課長	
教育庁総務政策局	教育政策課長		教育庁総務政策局	教育政策課長	
警察本部総務部	会計課長		警察本部総務部	会計課長	
2		5	引表 2		変更なし
)			(省略)		
3		5	引表 3		変更なし